

区長報告第九号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月十七日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十六年二月十九日

港区長 武井雅昭

記

平成二十四年七月六日議決を得た工事請負契約（（仮称）港区立朝日中学校通学区域小中一貫教育校新築に伴う電気設備工事）の契約金額「四億七千七百四十六万三千三百五十円」を「四億八千四百九十一万五千四百四円」に変更する。